

岩手県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 変更に係る都市計画区域の名称 遠野都市計画区域

2 変更に係る土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域（別紙図面のとおりに。）

ア 遠野市早瀬町三丁目の一部

イ 遠野市遠野町9地割、10地割、28地割、30地割及び31地割の各一部

ウ 遠野市綾織町新里25地割から27地割まで、29地割及び30地割並びに1地割から8地割まで、28地割及び31地割の各一部

エ 遠野市松崎町光興寺1地割、2地割及び11地割の各一部

オ 遠野市松崎町松崎9地割の一部

カ 遠野市松崎町白岩1地割及び字古川の各一部

キ 遠野市土淵町柄内26地割並びに27地割及び28地割の各一部

ク 遠野市土淵町土淵1地割、2地割、4地割から6地割まで、8地割及び13地割の各一部

ケ 遠野市土淵町柏崎2地割、3地割及び6地割から11地割まで並びに1地割及び12地割の各一部

コ 遠野市土淵町飯豊1地割から3地割及び8地割の各一部

サ 遠野市青笹町青笹35地割の一部

シ 遠野市青笹町糠前38地割並びに25地割から27地割まで及び33地割から37地割までの各一部

ス 遠野市青笹町中沢12地割、14地割、15地割、18地割から20地割まで及び27地割から29地割まで並びに8地割から11地割まで、21地割、22地割及び26地割の各一部

セ 遠野市上郷町細越3地割から15地割まで

ソ 遠野市上郷町佐比内1地割から5地割まで、21地割から27地割まで及び31地割から46地割まで並びに6地割及び28地割の各一部

タ 遠野市上郷町板沢8地割から22地割まで及び24地割並びに1地割、2地割、4地割、6地割、7地割及び23地割の各一部

チ 遠野市上郷町平倉1地割から20地割まで、22地割から40地割まで、42地割から50地割まで、字大寺、字観音、字館下、字寺田、字刃金及び字本宮並びに21地割の各一部

ツ 遠野市上郷町平野原2地割並びに1地割及び3地割の各一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域（別紙図面のとおりに。）

ア 遠野市遠野町32地割の一部

イ 遠野市松崎町駒木17地割及び24地割の各一部

ウ 遠野市松崎町松崎6地割及び8地割から10地割の各一部

エ 遠野市松崎町光興寺4地割、6地割及び10地割から12地割の各一部

オ 遠野市松崎町白岩1地割、5地割、30地割及び字古川の各一部

カ 遠野市上郷町来内1地割の一部

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部遠野土木センター並びに遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。